

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月28日

【事業年度】 第19期(自平成24年6月1日至平成25年5月31日)

【会社名】 株式会社ケイブ

【英訳名】 CAVE Interactive CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高野 健一

【本店の所在の場所】 東京都目黒区上目黒2丁目1番1号

【電話番号】 03-6820-8176

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理部長 山家 英雄

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区上目黒2丁目1番1号

【電話番号】 03-6820-8176

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理部長 山家 英雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	平成21年 5月	平成22年 5月	平成23年 5月	平成24年 5月	平成25年 5月
売上高 (千円)	3,377,719				
経常利益 (千円)	535,982				
当期純利益 (千円)	322,732				
純資産額 (千円)	1,820,535				
総資産額 (千円)	2,497,242				
1株当たり純資産額 (円)	88,337.43				
1株当たり当期純利益 (円)	15,464.70				
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	15,380.68				
自己資本比率 (%)	72.7				
自己資本利益率 (%)	18.9				
株価収益率 (倍)	13.6				
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	310,479				
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	421,356				
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	652,276				
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	529,194				
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	166 (32)	()	()	()	()

(注) 1 当社は、第15期に子会社を清算し、連結子会社がなくなったため、第16期より連結財務諸表は作成しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 従業員数は、就業従業員であり、欄の()書きは外数で、臨時従業員の平均雇用人数であります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	平成21年 5 月	平成22年 5 月	平成23年 5 月	平成24年 5 月	平成25年 5 月
売上高 (千円)	3,377,719	2,537,015	3,056,296	2,694,581	2,286,541
経常利益又は経常損失 (千円)	528,021	36,739	511,605	146,432	191,112
当期純利益又は当期純損失 (千円)	313,532	766,780	434,520	274,185	272,401
持分法を適用した場合の投資損失 (千円)		2,456	602	632	
資本金 (千円)	785,527	785,527	785,527	874,251	874,251
発行済株式総数 (株)	21,027	21,027	21,027	22,215	22,215
純資産額 (千円)	1,834,149	985,631	1,423,407	1,331,816	1,055,647
総資産額 (千円)	2,510,856	1,882,032	2,177,199	1,781,677	1,584,294
1株当たり純資産額 (円)	88,999.72	47,705.86	68,823.27	59,339.97	48,097.85
1株当たり配当額 (円)	4,000				
(内1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (円)	15,023.84	37,300.22	21,137.37	12,769.44	12,527.07
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	14,942.22		20,925.64		
自己資本比率 (%)	72.9	52.1	65.0	74.0	66.0
自己資本利益率 (%)	18.2		36.3		23.0
株価収益率 (倍)	14.0		15.7		
配当性向 (%)	26.6				
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)		354,988	698,841	38,617	27,012
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)		402,282	89,582	248,955	201,074
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)		312,610	169,178	139,397	178,626
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)		794,511	1,234,592	884,856	835,396
従業員数 (外、平均臨時雇用人員数) (名)	166 (32)	156 (28)	144 (12)	152 (6)	142 ()

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第15期の持分法を適用した場合の投資損失については、連結財務諸表を作成しているため、記載しておりません。

3 第19期の持分法を適用した場合の投資損失については、関連会社を有していないため、記載しておりません。

4 第15期の1株当たり配当額には、創立15周年記念配当1,000円を含んでおります。

5 第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に当たり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、第17期事業年度について遡及処理しております。なお、第16期、第18期、第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

6 第16期、第18期、第19期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

7 第15期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高については、連結財務諸表を作成しているため、記載しておりません。

8 従業員数は就業人員であり、欄の()書きは外数で、臨時従業員の年間平均雇用人員数であります。

2 【沿革】

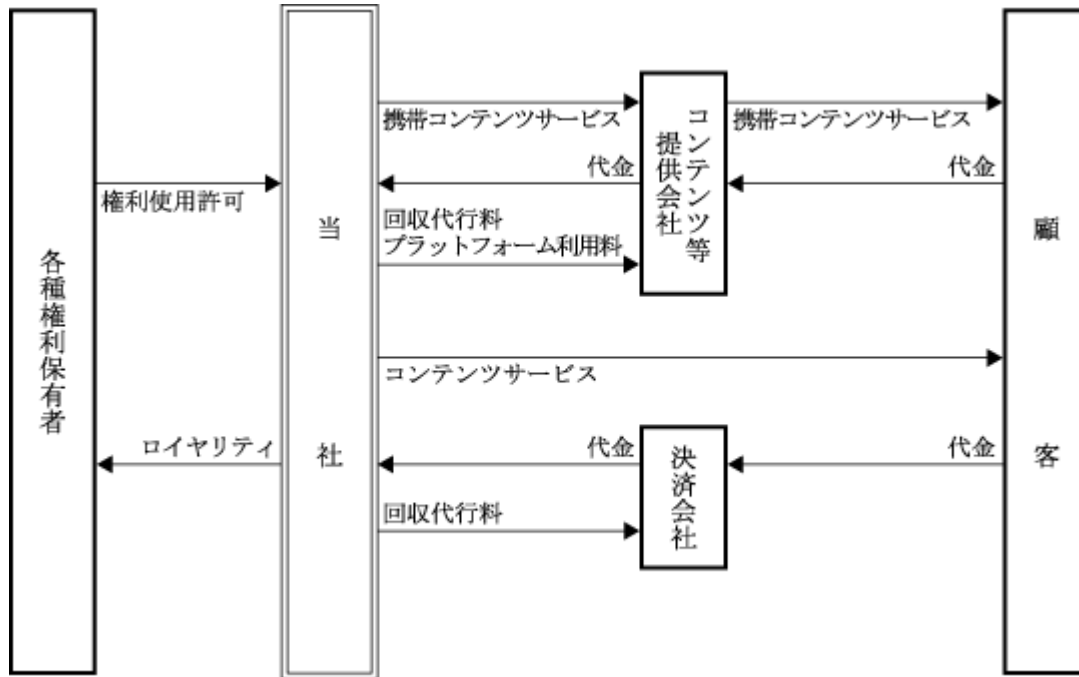
年月	事項
平成6年6月	ゲームソフトの受託開発を主たる事業として、東京都新宿区市ヶ谷左内町27番地に株式会社ケイブを資本金1,500万円で設立
平成7年6月	本社を東京都新宿区笹笥町13番地に移転
平成11年2月	エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社が「iモードサービス」を開始 「ステラ占いランド」(現「愛ナビ恋天使」)を「iモード」向けへ配信開始し、インフォメーションプロバイダー事業を開始
平成12年4月	有限会社浅野八郎事務所と携帯電話を通じたコンテンツ配信にあたっての独占契約を締結
平成13年2月	本社を東京都新宿区神楽坂一丁目1番地に移転
平成13年4月	米ハーフノート社と携帯電話を通じたコンテンツ配信にあたっての独占契約を締結
平成13年9月	財団法人新星東京フィルハーモニー交響楽団と携帯電話を通じたコンテンツ配信にあたっての情報提供契約を締結
平成13年9月	ケイディーディーアイ株式会社「EZweb」向け、ジェイフォン東日本株式会社「J-sky」向けへそれぞれコンテンツ配信を開始
平成14年4月	業務用シューティングゲーム「怒首領蜂大往生」を発売
平成14年9月	ゲームコンテンツ「ゲーセン横丁」を「iモード」向け配信開始
平成14年9月	米ニューヨーク近代美術館と携帯電話を通じたコンテンツ配信にあたっての独占契約を締結
平成16年12月	大阪証券取引所ヘラクレス(現大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード))に株式を上場
平成17年6月	クレイズカンパニー株式会社の全株式を取得
平成17年7月	株式会社ケイブ・オンライン・エンターテイメントを設立
平成18年2月	ミニ四駆ネットワークス株式会社を設立
平成19年2月	ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社と資本および業務提携
平成19年4月	オンラインゲーム「女神転生IMAGINE」正式サービス開始
平成19年5月	株式会社マルハンとデジタルメディア事業について業務提携
平成19年6月	タボット株式会社を設立
平成20年6月	ピースマニア株式会社の全事業について事業を譲受
平成22年1月	(株)ディー・エヌ・エーが運営するケータイ総合ポータルサイト「モバゲータウン」へソーシャルメディア・アプリの提供開始
平成22年5月	コマース事業の一部譲渡ならびに事業の廃止
平成22年6月	タボット株式会社の全株式を売却
平成23年8月	グリー株式会社と資本および業務提携

- (注) 1 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社は平成12年4月1日付けで株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに商号変更しております。
- 2 ジェイフォン東日本株式会社は、平成13年11月1日付けでジェイフォン株式会社となり、さらに、平成15年10月1日付けでボーダフォン株式会社となり、さらに、平成18年10月1日付けでソフトバンクモバイル株式会社に商号変更しております。
- 3 「J-sky」は、平成15年10月1日付けで「ボーダフォンライブ！」に名称変更し、さらに、平成18年7月27日付けで、「Yahoo!ケータイ」に名称変更しております。
- 4 ケイディーディーアイ株式会社は、平成14年11月1日付けで登記上の名称をKDDI株式会社に変更しております。
- 5 クレイズカンパニー株式会社は、平成17年7月6日付けで登記上の名称をピースマニア株式会社に変更しております。

3 【事業の内容】

当社の事業系統図は以下のとおりであります。

なお、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 「注記事項」(セグメント情報等) (報告セグメントの変更等に関する事項)」をご参照ください。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成25年5月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
142	34.8	4.1	4,838,322

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は単一セグメントのため、セグメント毎の記載はしていません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、平成24年12月の政権交代後の大胆な金融緩和政策への期待感や円安・株高の進行により、景気回復への兆しが見えつつあります。

当社の属するオンラインエンターテインメント業界におきましては、スマートフォン利用者数の急速な拡大によりアプリ市場の規模が拡大しており、スマートフォン向けアプリの提供企業は今後も増加し、競争が激化すると見られます。

当社におきましては、市場の競争激化に起因するゲームアプリ1タイトルあたりの新規加入ユーザー数の減少が続いており、当事業年度上半期にリリースしました当社オリジナルソーシャルゲーム及びPC向け新規タイトルが不振であったことに加え、開発中のスマートフォン向けゲームアプリの当事業年度中のリリースができなかったこと等により、前事業年度に比べ売上高は減少する結果となりましたが、今後さらに普及が予想されるスマートフォン及びタブレット端末向けプラットフォームにおいて当社のソーシャルゲーム、オンラインゲーム、コンシューマーゲームで培ったノウハウを融合し、ユーザーにより魅力的なコンテンツの提供を行うべく新規タイトルの開発及び体制の構築に努めております。

また、既存のソーシャルゲーム「くにつく」を平成24年11月より株式会社ディー・エヌ・エーが運営する「Mobage（モバゲー）」に、平成24年12月より株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが運営する「dゲーム」にてサービスを開始し、「北斗の拳 百万の霸王乱舞」においても平成25年4月より「dゲーム」にてサービスを開始するなど、当社の既存資産を活かしながら、複数のプラットフォームでの展開を強化してまいりました。

利益面におきましては、引続き当社資産を活かすことで開発費用を抑制し収益基盤の強化を図っておりますが、本店移転に伴う費用の増加、新規スマートフォン向けゲームアプリにおける開発費用が先行したこと等により、営業損失を計上する結果となりました

その他、PC向けオンラインゲーム「真・女神転生IMAGINE」における、有効期限の過ぎたゲーム内専用通貨の消却に伴う前受金消却益32百万円を営業外収益として計上し、不採算コンテンツの撤退及び開発の中止等に伴う減損損失52百万円及び本店移転に伴う固定資産除却損26百万円を特別損失に計上しております。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,286百万円（前事業年度比15.1%減）、営業損失222百万円（前事業年度は142百万円の営業損失）、経常損失191百万円（前事業年度は146百万円の経常損失）、当期純損失272百万円（前事業年度は274百万円の当期純損失）となりました。

なお、前事業年度においては「インタラクティブ事業」「コンシューマー事業」「ライセンス＆イベント事業」の3報告セグメントに分類して開示しておりましたが、当事業年度期首に事業の集約、経営の効率化を目的とした組織変更を行ったため、単一のセグメントに変更しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における単体ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、835百万円（前事業年度末残高884百万円）となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況及びこれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果減少した資金は、27百万円（前事業年度は38百万円の収入）となりました。これは主に、税引前当期純損失270百万円が支出要因であったものの、減価償却費55百万円、減損損失52百万円、固定資産除却損26百万円、売上債権の減少63百万円等の収入要因であったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果減少した資金は、201百万円（前事業年度は248百万円の支出）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出81百万円、無形固定資産の取得による支出105百万円等があったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果増加した資金は、178百万円（前事業年度は139百万円の支出）となりました。これは、長期借入金による収入350百万円があったものの、長期借入金の返済による支出172百万円等があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当社はインタラクティブ事業のみの単一セグメントであり、当事業年度の販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
インタラクティブ事業	2,286,541	15.1
合計	2,286,541	15.1

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)		当事業年度 (自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
グリー株式会社	835,284	31.0	893,870	39.1
株式会社ディー・エヌ・エー	342,970	12.7	279,479	12.2

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

(1) 継続的な事業創出のための仕組化

当事業年度において、当社資産の有効活用を目的として、既存タイトル「くにつく」「北斗の拳 百万の霸王乱舞」を複数のプラットフォームへ展開し、効率的な運営の仕組を意識した体制を構築してまいりました。引き続き効率的な運営の仕組化を図り、継続して有力コンテンツの維持・拡大及び創出が出来るための体制作りを推進してまいります。

(2) スマートフォン等新たなゲームプラットフォームへの対応推進

今後さらに普及が予想されるスマートフォン及びタブレット端末向けプラットフォームにおいて当社のソーシャルゲーム、オンラインゲーム、コンシューマーゲームで培ったノウハウを融合し、よりユーザーに魅力的なコンテンツの提供を行うことで、事業基盤の充実を図ってまいります。

(3) システム技術・インフラの強化

当社のモバイルコンテンツ及びオンラインゲームは、インターネット上で提供していることから、システムの安定的な稼働、及び技術革新への対応が重要な課題であります。そのため、サーバー等のシステムインフラについて、継続的な基盤の強化を進めるとともに、技術革新にも迅速に対応できる体制作りを努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末（平成25年5月31日現在）において当社が判断したものであります。

(1) 技術・サービスの陳腐化について

当事業の中心であります、オンラインエンターテインメントの市場環境においては、従来の携帯電話からスマートフォン・タブレット端末等にシフトしていく環境でもあり、技術の進歩が非常に著しい分野であり、これにより提供されるコンテンツの形態も変化してまいります。また、オンラインゲームにおきましても、ハードウェアやブラウザの進化により、市場に受け入れられるコンテンツの形態が今後変化してくる可能性があります。このような技術の進歩に起因するビジネス環境の変化に当社が適切に対応できない場合、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

(2) システムダウンについて

当事業においては、PC、モバイル端末（従来型携帯電話・スマートフォン・タブレット端末）などによるインターネット接続に依存しており、自然災害、事故等によりネットワークに支障がでた場合、サービスの停止を招きます。また、アクセス数の急激な増加によるサーバー負荷の増加等一時的な要因により当社又は移動体通信事業者（以下「キャリア」という）のサーバーに支障が発生したり、当社のハードウェア又はソフトウェアの欠陥により情報発信に不都合が生じたり、システムが停止する可能性があります。更に、外部からの不正な手段によるコンピュータへの侵入等の犯罪、ウィルス等の感染、当社担当者の過誤等により当社や取引先のシステムに支障が生じる可能性があります。当社において合理的と考える対策を講じておりますが、こうした障害が発生した場合、当社に直接弊害が生じるほか当社システムへの信頼低下を招く可能性があり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 回収不能な情報料の取扱いについて

当社が営む事業におきましては、平成11年2月17日に株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「NTTドコモ」という）との間で締結した「iモードサービスに関する料金代行回収契約書」によれば、NTTドコモは、同社の責に帰すべき事由によらずに情報料を回収できない場合は、当社へ情報料の回収が不能であると通知し、その時点をもって同社の当社に対する情報料回収代行義務は免責されることとなっております。このようにしてNTTドコモの回収代行が終了した場合、当社は、NTTドコモから料金未払者に関する情報の開示を受け、未払者に情報料を直接請求し、直接支払を受けることができますが、当社が未払者から直接料金回収を行うことは、人員、費用等の諸負担に鑑みれば事実上不可能であります。KDDI株式会社についても平成13年9月1日に同様の契約を締結しており、同様の事態が発生する可能性があります。今後、このような未払者数及び未払額等が増加した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 個人情報の管理について

当社が保管する個人情報については、厳重に社内管理をしており、かつ全役職員へ情報管理の周知徹底を図っているため、当社においてこれまでに判明した個人情報の流出はございません。個人情報が蓄積されているデータベースサーバーは、ID、パスワード等を厳重に管理することにより、同サーバーへアクセス出来る人数を絞りこんでおります。上記のとおり対策は打っているものの、外部からの不正アクセス等により、個人情報が外部に流出する可能性は存在します。個人情報が流出した場合、当社への損害賠償請求、社会的信用の喪失等により、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

(5) 法的規制等について

現在、当社が営む事業については、事業活動を直接に規制するような法的規制はありません。しかしながら、将来的にインターネット及びデジタルコンテンツ関連事業者を対象にした法的規制が整備された場合、当社の事業活動に影響を与える可能性があります。また、音楽著作権の管理につきましては、社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）への申請・許諾を受けてコンテンツ提供を行っておりますが、今後、許諾条件の変更や音楽著作権管理以外の新たな権利許諾が必要となる場合、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

(6) 競合について

当社が営む事業の市場環境は、当社と類似のサービスを提供する事業者が多数存在し、また大きな参入障壁もなく新規の参入も相次いでおります。また、当社の事業は特許等により保護されているものではありません。当社事業におけるソーシャルゲームでは、主要なソーシャルゲームのプラットフォームである「Mobage（モバゲー）」や「GREE」がオープンプラットフォーム化された当初から事業を展開し、携帯キャリア向け公式サイトでは、NTTドコモが行うiモードのサービス開始と同時に、事業を展開しており、経験とノウハウを蓄積してまいりました。オンラインゲームにおきましては、携帯キャリア向け公式サイトでの集客ノウハウを活かし、オンラインコミュニティの構築を図ってまいりました。当社ではこれらの強みを生かして今後も事業の強化を図ってまいりますが、競合の状況如何によっては、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

(7) 経営上の重要な契約について

現在の当社事業における経営上の重要な契約は、コンテンツ提供に関するキャリア各社との契約、コンテンツ情報提供に関し著作物等の許諾及び協力に関する業務協力会社の契約等があります。当社は、これらの契約について継続を予定しております。しかしながら、各相手先が、事業戦略の変更等から、これらの契約の継続を全部もしくは一部拒絶した場合、または契約内容の変更等を求めてきた場合、解除その他の理由で本契約を終了させた場合には、当社の経営成績及び今後の事業展開に影響を受ける可能性があります。当社では、各キャリアとの間でコンテンツ提供に関する契約を締結しており、契約遵守のための対策を講じておりますが、想定外の理由により当社コンテンツについて苦情が多発した場合、関係諸法令もしくは公序良俗に反した場合、第三者の権利を侵害した場合等において相手先よりコンテンツ提供契約の解除がなされる可能性があります。なお、各キャリアとの契約においては、各キャリアが一定期間の事前通知により契約を解除することができる旨の規定が含まれている場合があります。当社のコンテンツ事業は著作権元より著作権、著作隣接権等の使用許可を得ているものがあります。著作権元が独自に同様の展開を行った場合、あるいは優良著作権を獲得できなかった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。また、著作権元との契約において、最低保証料の支払いが義務付けられる場合もあります。

(8) 労務の状況について

当社は、今後の業容拡大に伴い適切な人材の充実が必要であると考えており、中途採用による即戦力となる人材の確保に努めております。また、社員に対するストックオプション制度の導入を行うこと等により、従業員の定着を図っております。しかしながら、今後当社が必要とする人材が適時確保できない場合は、当社の業績に影響を与える可能性があります。また、中核となる社員が退職した場合においても、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) 新しいハードウェアの普及について

スマートフォンの普及が急速に進んでおり、あわせて今後はタブレット端末が普及すると見られており、スマートフォン及びタブレット端末上で流通するコンテンツは全世界が対象顧客となることから、その市場規模は大幅に拡大する可能性があります。一方で、日本において、既存の携帯電話から、スマートフォンへの乗り換えにより、課金の仕組やユーザーのモバイルコンテンツの利用動向に変化が生じる可能性があります。当社もスマートフォン向けのコンテンツを積極的に投入し新たな収益機会の獲得に努める方針ですが、想定通りに顧客獲得が進まない場合や課金が思うように進まない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 携帯電話会社との契約

契約会社名	相手方の名称	契約の名称	契約の内容	契約期間
株式会社ケイブ (提出会社)	エヌ・ティ・ティ移動通信 網株式会社	iモード情報サービス提供 者契約書	サービスの内容・提供条件 ・提供可能範囲、コンテン ツの確認等に関する基本契 約	平成11年2月19日～ 平成12年3月31日 (以降1年ごと自動更新) iモード情報サービスに ついて苦情が多発した場 合、エヌ・ティ・ティ移動 通信網株式会社の業務の 遂行上支障があると同社 が認めた場合等に、同社が 解除できる旨の規定があ る。
		iモードサービスに関する 料金代行回収契約書	回収の方法、回収代行手数 料等に関する基本契約書	平成11年2月17日～ 平成12年3月31日 (以降1年ごと自動更新)
株式会社ケイブ (提出会社)	ジェイフォン東日本株式会 社	コンテンツ提供に関する基 本契約書	サービスの内容・提供条件 ・提供可能範囲、コンテン ツの確認等に関する基本契 約	平成13年9月3日～ 平成14年3月31日 (以降1年ごと自動更新)
		債権譲渡契約書	債権の譲渡および手数料に 関する契約	平成13年9月3日～ 平成14年3月31日 (以降1年ごと自動更新)
株式会社ケイブ (提出会社)	ケイディーディーアイ株式 会社	コンテンツ提供に関する契 約書	サービスの内容・提供条件 ・提供可能範囲、コンテン ツの確認等に関する基本契 約	平成13年9月1日～ 平成14年8月31日 (以降半年ごと自動更新) 契約当事者は相手方に対 し一定期日前までに書面 で通知することにより契 約を解除できる旨の規定 がある。
		情報料回収代行サービスに 関する 契約書	回収の方法、回収代行手数 料等に関する基本契約書	平成13年9月1日～ 平成14年8月31日 (以降半年ごと自動更新) 契約当事者は一定期日前 に相手方に書面で通知す ることにより契約を解約 できる旨の規定がある。

(注) 1 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社は平成12年4月1日付けで株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに商号変更しております。

2 ジェイフォン東日本株式会社は、平成13年11月1日付けでジェイフォン株式会社となり、さらに、平成15年10月1日付けでボーダフォン株式会社となり、さらに、平成18年10月1日付けでソフトバンクモバイル株式会社に商号変更しております。

3 ケイディーディーアイ株式会社は、平成14年11月1日付けで登記上の名称をKDDI株式会社に変更しておりま

(2) 業務協力会社との契約

契約会社名	相手方の名称	契約の名称	契約の内容	契約期間
株式会社ケイブ (提出会社)	有限会社浅野八郎事務所	著作物・資料・ノウハウ提供に関する契約書	各移動体通信会社(エヌ・ティ・ティ・ドコモ株式会社、ボーダフォン株式会社、KDDI株式会社)へのコンテンツ情報提供に関し、著作物等の許諾及び協力に関する契約。	平成12年4月1日～平成14年3月31日 (以降1年ごと自動更新)
株式会社ケイブ (提出会社)	HALF NOTE INC.	AGREEMENT	Half Note(ハーフノート)トレードマークライセンスの許諾に関する契約、楽曲等の情報の提供にかかる契約。	平成13年4月13日～平成16年1月31日 (以降1年ごと自動更新)
株式会社ケイブ (提出会社)	財団法人 東京フィルハーモニー交響楽団	著作物・資料・ノウハウ提供に関する契約書	各移動体通信会社(エヌ・ティ・ティ・ドコモ株式会社、ボーダフォン株式会社、KDDI株式会社)へのコンテンツ情報提供に関し、著作物等の許諾及び協力に関する契約。	平成13年9月28日～平成16年9月30日 (以降1年ごと自動更新) 契約当事者は契約期間中であっても一定期日の書面による通知をもって契約を終了させることができる旨の規定がある。

(3) ライセンス契約

契約会社名	相手方の名称	契約の名称	契約の内容	契約期間
株式会社ケイブ (提出会社)	社団法人 日本音楽著作権協会	インタラクティブ配信による管理著作物利用に係る許諾に関する基本契約書	社団法人日本音楽著作権協会が著作権を管理する音楽著作物のインタラクティブ配信の方法による利用許諾に関しての基本契約	平成14年4月1日～平成15年3月31日 (以降1年ごと自動更新)

(4) 技術援助契約

相手会社名	国名	契約の名称	契約締結日	契約の内容	契約期間
Marvelous USA, Inc.	米国	License Agreement	平成20年8月18日	オンラインゲーム「真・女神転生IMAGINE」の北米及び欧州における運営許諾に関する契約	サービス開始日から36ヶ月間 (以降1年ごと自動更新)

(5) 業務提携契約

契約会社名	相手方の名称	契約の名称	契約の内容	契約期間
株式会社ケイブ (提出会社)	グリー株式会社	業務提携契約書	アプリの開発及び運用に関する協業契約	平成23年8月8日～平成25年8月7日 (以降1年ごと自動更新)

6 【研究開発活動】

当事業年度の研究開発活動は、人々に「楽しさ」「感動」「夢」を与えるような顧客満足度の高いコンテンツを提供するため、日々技術革新を続ける、PC、携帯電話、ゲーム機等ハードへの確実な技術対応をベースに、オリジナルタイトルの創作、新規コンテンツの企画開発のために研究開発に取り組んでおります。

当事業年度における研究開発費の総額は201百万円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、必要と思われる見積りは合理的な基準に基づき実施しております。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等」の「重要な会計方針」に記載しております。

(2) 資産、負債及び純資産の状況

(資産)

総資産は、前事業年度末に比べて197百万円減少し1,584百万円となりました。これは、現金及び預金49百万円、売掛金219百万円の減少等により、流動資産が218百万円減少したことと、建物26百万円の増加により、固定資産が20百万円増加したことによるものであります。

(負債)

負債は、前事業年度末に比べて78百万円増加し528百万円となりました。これは、未払金51百万円、前受金47百万円の減少したことと、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）177百万円等が増加したことによるものであります。

(純資産)

純資産は、前事業年度末に比べて276百万円減少し1,055百万円となりました。これは、利益剰余金が272百万円減少したことによるものであります。

(3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

(キャッシュ・フロー)

当事業年度における現金及び現金同等物は前事業年度末に比べて49百万円減少し、835百万円となりました。

営業活動により27百万円の資金を使用し、投資活動においては201百万円の資金を使用しました。財務活動については178百万円の資金を獲得しました。

各項目の主な要因については、「1 業績等の概要(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績の分析

売上高

当事業年度の売上高は、既存タイトルの売上低迷や、不採算事業の整理、縮小を進めた結果、当事業年度における売上高は、2,286百万円（前事業年度比15.1%減）となりました。

売上原価、売上総利益

当事業年度の売上原価は、運営効率の向上を進めた結果減少いたしました。また、売上高減少もあり結果、売上総利益は1,106百万円となり、売上高総利益率は48.4%となりました。

販売費及び一般管理費、営業損失

当事業年度の販売費及び一般管理費は、1,328百万円となりました。主な内訳は、情報料回収代行サービスを用いた利用者からの情報料回収に係る手数料562百万円、給与手当93百万円、各事業のプロモーション活動等による広告宣伝費118百万円、研究開発費201百万円等により、営業損失は222百万円となりました。

営業外損益及び経常損失

営業外収益は37百万円となりました。これは前受金消却益32百万円、受取手数料1百万円等によるものであります。

営業外費用は、6百万円となりました。これは、支払利息4百万円等によるものであります。

この結果、経常損失は191百万円となりました。

特別損益

特別損益については、特別損失として減損損失52百万円、固定資産除却損26百万円を計上したことによるものであります。

当期純損失

当期純損失は272百万円となり、1株当たりの当期純損失は、12,527円07銭となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は147,225千円であり、主な内訳として本社移転に伴う建物54,968千円、工具、器具及び備品26,571千円及び事業用のソフトウェア62,816千円等であります。

2 【主要な設備の状況】

(平成25年5月31日現在)

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	その他	合計	
本社 (東京都目黒区)	開発設備		7,661	10,703		18,365	128
本社 (東京都目黒区)	総括業務及 び事務業務 本社機能	50,406	20,872	19,288	4,238	94,806	14

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、商標権等であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。
2 建物は賃借物件であり、本社事務所の年間賃借料は92,491千円であります。
3 帳簿価額には、ソフトウェア仮勘定の金額を含んでおりません。
4 現在休止中の設備はありません。
5 当社は単一セグメントのため、セグメント毎の記載はしておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当事業年度において新たに確定した重要な設備の新設計画

当事業年度において新たに確定した重要な設備の新設計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

当事業年度末において、経常的な設備の更新のための改修を除き、重要な設備の除却、売却等の新たな計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000
計	60,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成25年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年8月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	22,215	22,215	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	(注) 1、2
計	22,215	22,215		

- (注) 1 発行済株式数は、すべて完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
- 2 当社は単元株制度を採用しておりません。
- 3 「提出日現在発行数」欄には、平成25年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権に関する事項は次のとおりであります。

平成15年5月28日開催臨時株主総会決議(平成15年5月28日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成25年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年7月31日)
新株予約権(ストックオプション)の数(個)	2	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	
新株予約権の行使期間	自平成15年7月1日 至平成25年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,500 資本組入額 25,250	
新株予約権の行使の条件	(注)4参照	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認	取締役会の承認
代用払込みに関する事項	無	無
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	無	無

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は15株であります。

2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、未行使の新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されます。調整により生じる1株未満の端株は切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 当社が株式の分割又は併合を行う場合、払込金額は次の算式により調整されます。調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が払込価額を下回る価額で新株を発行する場合、払込価額は次の算式により調整されます。調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{調整前払込価額} \times \text{既発行株式数} + 1 \text{株当たり払込金額} \times \text{新株式株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4 新株予約権の行使時の払込金額は1株当たりの金額を記載しております。

5 平成16年8月11日開催の取締役会決議により、平成16年9月3日付をもって1株を3株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

6 提出日の前月末現在(平成25年7月31日)の状況につきましては、新株予約権の行使期間が過ぎておりますので該当事項はありません。

会社法に基づき発行した新株予約権に関する事項は次のとおりであります。

平成18年8月25日開催定時株主総会決議(平成18年9月27日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成25年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年7月31日)
新株予約権(ストックオプション)の数(個)	155	155
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	155	155
新株予約権の行使時の払込金額(円)	282,293	282,293
新株予約権の行使期間	自平成21年9月1日 至平成25年8月31日	自平成21年9月1日 至平成25年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 282,293 資本組入額 141,147	発行価格 282,293 資本組入額 141,147
新株予約権の行使の条件	(注)4参照	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認	取締役会の承認
代用払込みに関する事項	無	無
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	無	無

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができます。

(2) 対象者は権利行使時において、当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役又は顧問を2年以上務め、任期満了又は辞任による退任および定年退職の場合は、退任又は退職後3年間は新株予約権を行使することができるものとします。

(3) 新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとします。

平成18年9月27日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年7月31日)
新株予約権(ストックオプション)の数(個)	80	80
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80	80
新株予約権の行使時の払込金額(円)	282,293	282,293
新株予約権の行使期間	自平成21年9月1日 至平成25年8月31日	自平成21年9月1日 至平成25年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 282,293 資本組入額 141,147	発行価格 282,293 資本組入額 141,147
新株予約権の行使の条件	(注)4参照	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認	取締役会の承認
代用払込みに関する事項	無	無
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	無	無

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

- 2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端株は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができます。
- (2) 対象者は権利行使時において、当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役又は顧問を2年以上務め、任期満了又は辞任による退任および定年退職の場合は、退任又は退職後3年間は新株予約権を行使することができるものとします。
- (3) 新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとします。

平成19年10月17日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年7月31日)
新株予約権(ストックオプション)の数(個)	140	140
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140	140
新株予約権の行使時の払込金額(円)	82,248	82,248
新株予約権の行使期間	自平成22年10月1日 至平成26年9月30日	自平成22年10月1日 至平成26年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 82,248 資本組入額 41,124	発行価格 82,248 資本組入額 41,124
新株予約権の行使の条件	(注)4参照	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認	取締役会の承認
代用払込みに関する事項	無	無
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	無	無

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

- 2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができます。
- (2) 対象者は権利行使時において、当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役又は顧問を2年以上務め、任期満了又は辞任による退任および定年退職の場合は、退任又は退職後3年間は新株予約権を行使することができるものとします。
- (3) 新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとします。

平成19年10月17日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年7月31日)
新株予約権(ストックオプション)の数(個)	27	22
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27	22
新株予約権の行使時の払込金額(円)	82,248	82,248
新株予約権の行使期間	自平成22年10月1日 至平成26年9月30日	自平成22年10月1日 至平成26年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 82,248 資本組入額 41,124	発行価格 82,248 資本組入額 41,124
新株予約権の行使の条件	(注)4参照	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認	取締役会の承認
代用払込みに関する事項	無	無
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	無	無

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

- 2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端株は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができます。
- (2) 対象者は権利行使時において、当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役又は顧問を2年以上務め、任期満了又は辞任による退任および定年退職の場合は、退任又は退職後3年間は新株予約権を行使することができるものとします。
- (3) 新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとします。

平成22年3月10日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年7月31日)
新株予約権(ストックオプション)の数(個)	100	100
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100	100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	148,000	148,000
新株予約権の行使期間	自平成25年4月1日 至平成29年3月31日	自平成25年4月1日 至平成29年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 148,000 資本組入額 74,000	発行価格 148,000 資本組入額 74,000
新株予約権の行使の条件	(注)4参照	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認	取締役会の承認
代用払込みに関する事項	無	無
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	無	無

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端株は切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができます。

(2) 対象者は権利行使時において、当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役又は顧問を2年以上務め、任期満了又は辞任による退任および定年退職の場合は、退任又は退職後3年間は新株予約権を行使することができるものとします。

(3) 新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとします。

平成22年3月10日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年7月31日)
新株予約権(ストックオプション)の数(個)	90	30
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90	30
新株予約権の行使時の払込金額(円)	148,000	148,000
新株予約権の行使期間	自平成25年4月1日 至平成29年3月31日	自平成25年4月1日 至平成29年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 148,000 資本組入額 74,000	発行価格 148,000 資本組入額 74,000
新株予約権の行使の条件	(注)4参照	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認	取締役会の承認
代用払込みに関する事項	無	無
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	無	無

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

- 2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端株は切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができます。
- (2) 対象者は権利行使時において、当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役又は顧問を2年以上務め、任期満了又は辞任による退任および定年退職の場合は、退任又は退職後3年間は新株予約権を行使することができるものとします。
- (3) 新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとします。

平成22年9月15日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年7月31日)
新株予約権(ストックオプション)の数(個)	75	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	75	60
新株予約権の行使時の払込金額(円)	208,000	208,000
新株予約権の行使期間	自平成25年10月1日 至平成29年9月30日	自平成25年10月1日 至平成29年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 208,000 資本組入額 104,000	発行価格 208,000 資本組入額 104,000
新株予約権の行使の条件	(注)4参照	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認	取締役会の承認
代用払込みに関する事項	無	無
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	無	無

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端株は切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができます。

(2) 対象者は権利行使時において、当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役又は顧問を2年以上務め、任期満了又は辞任による退任および定年退職の場合は、退任又は退職後3年間は新株予約権を行使することができるものとします。

(3) 新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとします。

平成23年 1月14日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年 5月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年 7月31日)
新株予約権（ストックオプション）の数(個)	10	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10	10
新株予約権の行使時の払込金額(円)	257,900	257,900
新株予約権の行使期間	自 平成26年 2月 1日 至 平成30年 1月31日	自 平成26年 2月 1日 至 平成30年 1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 257,900 資本組入額 128,950	発行価格 257,900 資本組入額 128,950
新株予約権の行使の条件	(注) 4 参照	(注) 4 参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認	取締役会の承認
代用払込みに関する事項	無	無
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	無	無

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は 1 株であります。

2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端株は切り捨てるものとしたします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとしたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（又は株式併合）の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとしたします。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の権利行使は、1 個単位で行うことができます。

(2) 対象者は権利行使時において、当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役又は顧問を 2 年以上務め、任期満了又は辞任による退任および定年退職の場合は、退任又は退職後 3 年間は新株予約権を行使することができるものとします。

(3) 新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとします。

平成24年7月13日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年7月31日)
新株予約権(ストックオプション)の数(個)	1,000	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000	1,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80,000	80,000
新株予約権の行使期間	自平成24年7月31日 至平成29年7月30日	自平成24年7月31日 至平成29年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 80,669 資本組入額 40,335	発行価格 80,669 資本組入額 40,335
新株予約権の行使の条件	(注)4参照	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認	取締役会の承認
代用払込みに関する事項	無	無
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	無	無

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端株は切り捨てるものいたします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 本新株予約権の新株予約権者(以下、「本新株予約権者」という。)は、下記(a)または(b)のいずれかの条件を達成した場合には、付与された新株予約権のうち2分の1の新株予約権を、下記(a)及び(b)のいずれの条件も達成した場合には、付与された新株予約権のすべてを行使することができるものとする。なお、計算の結果1個未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(a) 平成25年5月期乃至平成27年5月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書)において、いずれかの期の営業利益が7億円以上となった場合。

(b) 平成25年5月期乃至平成28年5月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書)において、いずれか連続する2期における営業利益の合計が12億円以上となった場合。

(2) 本新株予約権者は、割当日から行使期間の終期に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の終値が一度でも金200,000円(但し、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)を上回った場合のみ、本新株予約権を行使することができるものとする。

- (3) 上記(1)、(2)の規定に関わらず、割当日から行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場する金融商品取引所における当社普通株式の終値が5営業日連続で行使価額の50%(但し、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)を下回った場合、本新株予約権者は、残存するすべての本新株予約権を行使価額の100%(但し、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)の価額で行使期間の終期までに権利行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合。
 - (b) 当社が法令や当社が上場する金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合。
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合。
 - (d) その他、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
- (5) 本新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができるものとする。
- (6) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年5月9日 (注) 1	222	21,027	13,320	785,527	13,320	729,167
平成23年8月24日 (注) 2	1,178	22,205	88,265	873,792	88,264	817,431
平成23年10月21日 (注) 3	10	22,215	459	874,251	459	817,890

(注) 1 第3回新株予約権(ストックオプション)の権利行使

発行価格 120,000円

資本組入額 60,000円

2 第三者割当増資

発行価格 149,855円

資本組入額 74,928円

割当先: グリー株式会社

3 第7回新株予約権(ストックオプション)の権利行使

発行価格 82,248円

資本組入額 41,124円

(6) 【所有者別状況】

平成25年5月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		2	16	24	7	1	3,103	3,153	
所有株式数(株)		921	1,211	1,822	183	1	18,077	22,215	
所有株式数の割合(%)		4.15	5.45	8.20	0.83	0.00	81.37	100.00	

(注) 自己株式470株は、「個人その他」に含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成25年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
高野 健一	東京都目黒区	4,761	21.43
グリーン株式会社	東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー	1,178	5.30
大阪証券金融株式会社	大阪市中央区北浜2丁目4-6	865	3.89
古川 隆雄	東京都港区	410	1.84
日野 洋一	東京都目黒区	306	1.37
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4	304	1.36
トリックスターズ・アレア有限公司	東京都目黒区中根1丁目3-5	229	1.03
平澤 良一	東京都板橋区	228	1.02
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町2丁目4-1 麹町大通りビル	198	0.89
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川4丁目12番3号	198	0.89
計		8,677	39.05

(注) 当社は、自己株式470株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 470		
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,745	21,745	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	22,215		
総株主の議決権		21,745	

【自己株式等】

平成25年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ケイブ	東京都目黒区上目黒2丁目 1番1号	470		470	2.11
計		470		470	2.11

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

決議年月日	平成18年9月27日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名、その他1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。
2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げるものといたします。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（又は株式併合）の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
(1) 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができます。
(2) 対象者は権利行使時において、当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役又は顧問を2年以上務め、任期満了又は辞任による退任および定年退職の場合は、退任又は退職後3年間は新株予約権を行使することができるものとします。
(3) 新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとします。

決議年月日	平成18年9月27日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名、退任取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができます。

(2) 対象者は権利行使時において、当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役又は顧問を2年以上務め、任期満了又は辞任による退任および定年退職の場合は、退任又は退職後3年間は新株予約権を行使することができるものとします。

(3) 新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとします。

決議年月日	平成19年10月17日
付与対象者の区分及び人数	取締役 1 名、退任取締役 1 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は 1 株であります。
2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り上げるものといたします。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（又は株式併合）の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものといたします。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
(1) 新株予約権の権利行使は、1 個単位で行うことができます。
(2) 対象者は権利行使時において、当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役又は顧問を 2 年以上務め、任期満了又は辞任による退任および定年退職の場合は、退任又は退職後 3 年間は新株予約権を行使することができるものとします。
(3) 新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとします。

決議年月日	平成19年10月17日
付与対象者の区分及び人数	従業員 5 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は 1 株であります。

2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（又は株式併合）の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものといたします。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の権利行使は、1 個単位で行うことができます。

(2) 対象者は権利行使時において、当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役又は顧問を 2 年以上務め、任期満了又は辞任による退任および定年退職の場合は、退任又は退職後 3 年間は新株予約権を行使することができるものとします。

(3) 新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとします。

決議年月日	平成22年3月10日
付与対象者の区分及び人数	退任取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができます。

(2) 対象者は権利行使時において、当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役又は顧問を2年以上務め、任期満了又は辞任による退任および定年退職の場合は、退任又は退職後3年間は新株予約権を行使することができるものとします。

(3) 新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとします。

決議年月日	平成22年3月10日
付与対象者の区分及び人数	従業員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。
2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものといたします。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
(1) 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができます。
(2) 対象者は権利行使時において、当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役又は顧問を2年以上務め、任期満了又は辞任による退任および定年退職の場合は、退任又は退職後3年間は新株予約権を行使することができるものとします。
(3) 新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとします。

決議年月日	平成22年9月15日
付与対象者の区分及び人数	従業員4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。
2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものといたします。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
(1) 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができます。
(2) 対象者は権利行使時において、当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役又は顧問を2年以上務め、任期満了又は辞任による退任および定年退職の場合は、退任又は退職後3年間は新株予約権を行使することができるものとします。
(3) 新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとします。

決議年月日	平成23年1月14日
付与対象者の区分及び人数	従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。
2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものといたします。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
(1) 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができます。
(2) 対象者は権利行使時において、当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役又は顧問を2年以上務め、任期満了又は辞任による退任および定年退職の場合は、退任又は退職後3年間は新株予約権を行使することができるものとします。
(3) 新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとします。

決議年月日	平成24年7月13日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名、退任取締役1名、従業員1名、退職従業員2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り捨てるものいたします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 本新株予約権の新株予約権者(以下、「本新株予約権者」という。)は、下記(a)または(b)のいずれかの条件を達成した場合には、付与された新株予約権のうち2分の1の新株予約権を、下記(a)及び(b)のいずれの条件も達成した場合には、付与された新株予約権のすべてを行使することができるものとする。なお、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(a) 平成25年5月期乃至平成27年5月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書)において、いずれかの期の営業利益が7億円以上となった場合。

(b) 平成25年5月期乃至平成28年5月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書)において、いずれか連続する2期における営業利益の合計が12億円以上となった場合。

(2) 本新株予約権者は、割当日から行使期間の終期に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の終値が一度でも金200,000円(但し、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)を上回った場合にのみ、本新株予約権を行使することができるものとする。

(3) 上記(1)、(2)の規定に関わらず、割当日から行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場する金融商品取引所における当社普通株式の終値が5営業日連続で行使価額の50%(但し、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)を下回った場合、本新株予約権者は、残存するすべての本新株予約権を行使価額の100%(但し、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)の価額で行使期間の終期までに権利行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合。

(b) 当社が法令や当社が上場する金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合。

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合。

(d) その他、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合。

- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
- (5) 本新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができるものとする。
- (6) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	470		470	

3 【配当政策】

当社は、配当による利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化を図るために必要な内部留保を確保しながら、安定的かつ継続的な利益配分を実行することを基本方針として、業績や財務状況等を総合的に勘案して決定することとしておりますが、当期の業績を勘案し、誠に遺憾ではあります。平成25年5月期につきましては無配とさせて頂きました。次期配当につきましては、引き続き今後の事業拡大に備えて内部留保を確保しつつ、企業業績の向上に努めるとともに、できるだけ早い時期での復配を目指してまいります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。

また当社は、会社法第454条第5項に基づき、取締役会決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	平成21年5月	平成22年5月	平成23年5月	平成24年5月	平成25年5月
最高(円)	289,000	234,700	349,500	207,000	190,100
最低(円)	57,000	61,000	132,000	52,300	55,000

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月11日以前は大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年12月	平成25年1月	平成25年2月	平成25年3月	平成25年4月	平成25年5月
最高(円)	75,000	71,200	87,000	85,900	104,000	190,100
最低(円)	64,500	63,300	60,300	75,300	70,100	95,500

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	高野 健一	昭和34年8月29日	昭和59年10月 平成6年6月 平成14年2月 平成14年5月 平成17年7月 平成17年11月 平成18年2月 平成19年4月 平成20年8月 平成23年8月 平成24年8月	株式会社東亜プラン入社 当社設立 代表取締役社長 当社代表取締役会長 当社代表取締役社長 株式会社ケイブ・オンライン・エンタテインメント設立 代表取締役社長 ピースマニア株式会社取締役 ミニ四駆ネットワークス株式会社 代表取締役副社長 ピースマニア株式会社 代表取締役社長 当社CEO 当社取締役会長 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	4,761
取締役		池田 恒基	昭和43年5月17日	平成3年4月 平成6年6月 平成18年2月 平成19年5月 平成19年8月 平成20年8月 平成23年8月 平成24年3月 平成24年8月	株式会社東亜プラン入社 当社入社 当社執行役員 ゲーム事業部長 当社執行役員 ゲーム開発部長 当社取締役 当社CEO 当社執行役員 第二コンシューマー部長 当社執行役員 アプリソリューション部長 当社取締役(現任)	(注)3	50
取締役		小尾 敏仁	昭和35年6月4日	昭和59年3月 平成元年8月 平成4年4月 平成12年8月 平成15年8月 平成18年5月 平成18年7月 平成18年8月	株式会社SFCG入社 同社企画部長 同社取締役 同社常務取締役経営管理本部長 同社相談役 当社顧問 ピースマニア株式会社取締役 当社取締役(現任)	(注)3	
取締役		大塚 弘澄	昭和43年11月6日	昭和63年4月 平成9年4月 平成14年4月 平成18年6月 平成19年10月 平成25年8月	オルスタクリエイト創業 有限会社オルスタクリエイト設立 代表取締役社長 株式会社オルスタクリエイトに変更 同社代表取締役社長 株式会社フュージョンパートナー 取締役 株式会社スマイラックスマネジメント設立 代表取締役社長(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	
取締役		川口 洋司	昭和29年5月26日	昭和60年9月 平成6年4月 平成11年6月 平成17年4月 平成19年6月 平成22年4月 平成23年4月 平成25年8月	株式会社日本ソフトバンク (現ソフトバンク株式会社)入社 同社エンタテインメント出版局統括編集長 株式会社コラボ代表取締役(現任) デジタルコンテンツ白書編集委員 (現任) 一般社団法人日本オンラインゲーム協会事務局長(現任) デジタルハリウッド大学院客員教授 (現任) 沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業アドバイザー(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)	
常勤監査役		清水 和海	昭和17年5月10日	昭和42年4月 平成15年6月 平成15年8月 平成17年7月 平成17年7月 平成18年2月	株式会社埼玉銀行入行 当社入社 当社常勤監査役(現任) ピースマニア株式会社監査役 株式会社ケイブ・オンライン・エンターテイメント監査役 ミニ四駆ネットワークス株式会社監査役	(注) 4	20	
監査役 (非常勤)		蒲 俊 郎	昭和35年9月10日	平成5年4月 平成10年9月 平成15年6月 平成15年9月 平成17年4月 平成18年3月 平成19年8月 平成22年4月 平成25年6月	弁護士登録(第二東京弁護士会所属) 元木・上野法律会計事務所入所 桐蔭横浜大学法学部 非常勤講師 城山タワー法律事務所設立 代表弁護士(現任) 桐蔭横浜大学法学部 客員教授 桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授(現任) ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社社外監査役(現任) 当社社外監査役(現任) 桐蔭横浜大学大学院法務研究科長就任(現任) 株式会社ティーガイア社外監査役(現任)	(注) 5	20	
監査役 (非常勤)		佐 藤 桂	昭和39年3月4日	昭和61年10月 平成2年3月 平成9年6月 平成12年7月 平成12年12月 平成14年8月 平成15年1月 平成16年4月 平成19年5月 平成19年6月 平成20年6月 平成24年8月	青山監査法人入社 公認会計士登録 ソフトバンク株式会社常勤監査役 ソフトバンク・イーコマース株式会社(現ソフトバンクBB株式会社) 執行役員財務経理統括 同社取締役財務経理統括 ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社社外取締役 ソフトバンクBB株式会社管理本部本部長 同社管理部門統括 関連事業総轄部長 佐藤桂事務所代表(現任) 株式会社ベクター社外取締役(現任) 株式会社カービュー社外監査役(現任) 当社社外監査役(現任)	(注) 4		
計								4,851

- (注) 1 取締役川口洋司氏は、社外取締役であります。
2 監査役蒲俊郎氏および監査役佐藤桂氏は、社外監査役であります。
3 平成25年5月期に係る定時株主総会終結の時から平成26年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4 平成24年5月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5 平成23年5月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方は、社会の構造変化が急速に進展する中で、戦略的且つスピーディな経営を実現し、競争力を維持・強化するために、迅速な経営の意思決定機能と業務執行体制を築くとともに、コンプライアンスの徹底、内部統制システムの拡充、タイムリー且つ正確な情報開示の推進、リスクマネジメントの強化等により、経営の健全性・透明性を確保することでありませ

ず。事業活動を通じて継続的に企業価値を向上し、ステークホルダーの皆様の期待に応えるためにコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを経営の最重要課題と考えております。

)企業統治の体制

企業統治の体制と採用理由

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会につきましては、3名で構成されております。このうち、社外監査役は2名であり、公正・客観的な立場から取締役の業務執行状況の監査を行っております。

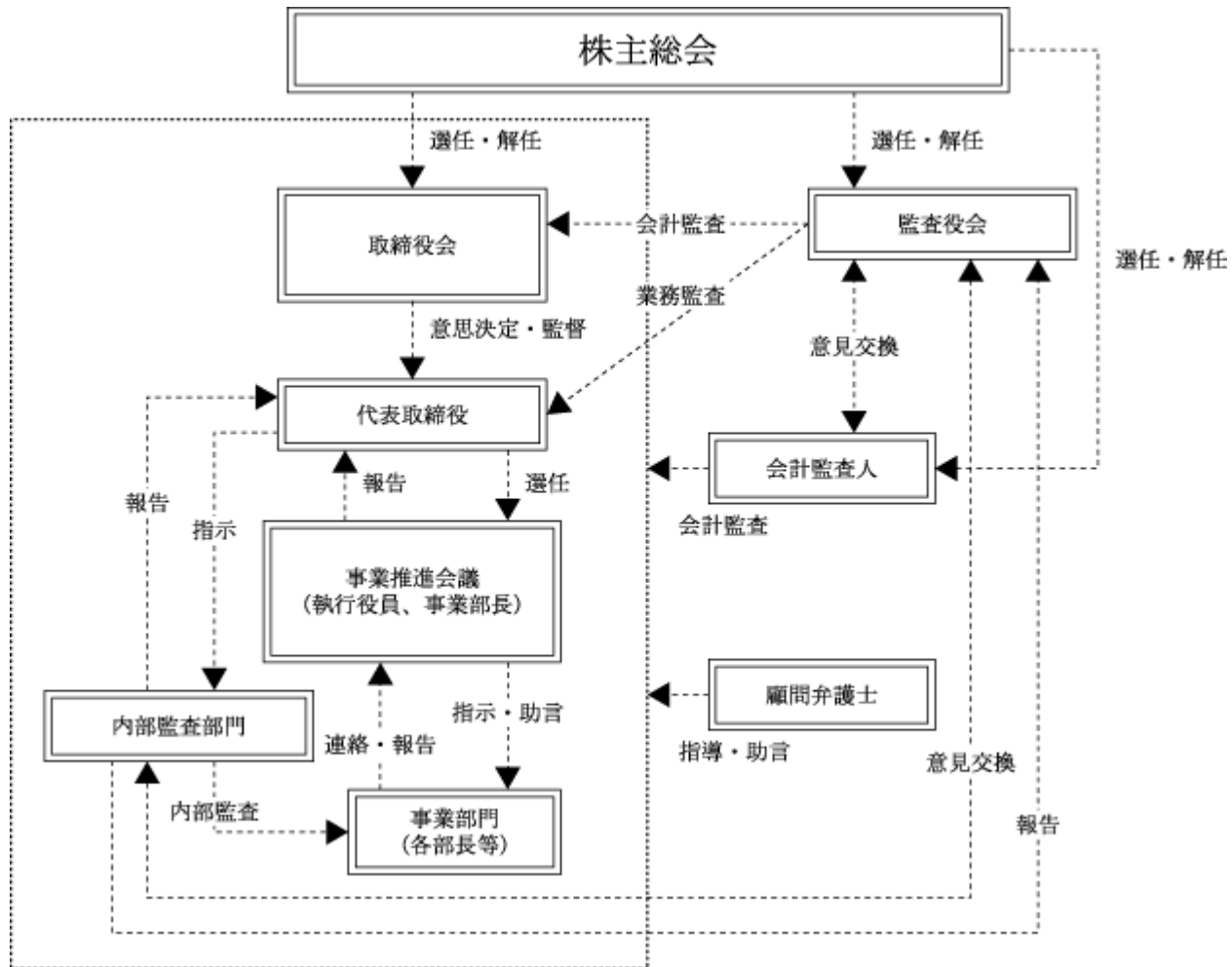
取締役会につきましては、経営事項を判断・決定する場として、取締役会を原則として毎月一回開催しており、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、業務執行に対する監督を実施しております。取締役会では、株主利益・企業価値最大化を目指した意思決定を行うとの基本的な考えのもと、重要事項は全て付議され、業績の進捗についても討議し、対策等を迅速に講じております。

また、事業運営の管理・実績報告の場として、取締役、監査役参加のもと「事業推進会議」を毎週開催し、決定した経営戦略に基づく業務執行状況の連絡・報告の場として、取締役、部長、マネージャー参加のもと各部内会議を毎週開催し、実務レベルでの情報共有を図っております。これらの有機的な連動により最大限の効果を生み出す組織体制を構築しております。

会計監査人につきましては、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。また、法的な問題につきましては、顧問契約を結んでいる法律事務所より必要に応じ法律問題全般について助言と指導を受けております。

以上の経営執行の体制に、監査役による経営監視機能、後述の内部統制システムによる牽制機能が働くことで、適切なコーポレート・ガバナンスの実現が可能と考え、当体制を採用しております。

会社の機関の内容及び内部統制の関係の略図は以下の通りであります。



内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、「内部統制システムの構築に係る基本方針」に基づき、各部門の業務執行、コンプライアンスの監視、リスクチェック等、総合的に内部統制全般の更なるシステム強化に取り組んでおります。

(a) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 当社は、コンプライアンスが企業活動の基本原則であることを認識し、取締役と全使用人が一体となってその徹底を図ります。
- (イ) 取締役会は、コンプライアンス体制を決定し、経営管理部において当該体制の整備およびその維持、向上を図ります。
- (ウ) 内部監査部門は、コンプライアンス体制が有効に機能しているかを定期的に監査し、その結果を取締役に報告します。
- (エ) 市民社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした態度で臨むものとし、一切の関係を遮断します。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (ア) 取締役は、文書、資料その他その職務の執行に係る情報については、各種法令および当社の文書管理規程に従い、適切に保存し、管理します。
- (イ) 文書管理規程の改廃は取締役会の承認を得るものとします。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) 取締役会は全社のリスク管理を統括し、リスク管理システムの構築を行います。
- (イ) 横断的リスク状況の監視および全社対応は経営管理部が実施し、各部のリスク管理の状況を定期的に調査し、その結果を取締役に報告します。
- (ウ) 経営に重大な影響を与える事態が発生した場合、取締役会において直ちに特別対策室を設け、取締役の中から対策責任者を任命します。特別対策室では取締役会との連携を図りつつ当該事態への対応を実施するとともに、その状況について適宜取締役会に報告します。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア) 当社は、経営事項を判断・決定する場として、取締役会を原則として毎月一回開催しています。また、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、業務執行に対する監督を実施しております。取締役会では、株主利益・企業価値最大化を目指した意思決定を行うとの基本的な考えのもと、重要事項は全て付議され、業績の進捗についても討議し、対策等を迅速に講じております。
- (イ) 当社は、経営戦略を企画・調整する場として、取締役、部長、監査役参加のもと事業推進会議を毎週開催しております。そして、当該経営戦略に基づく業務執行状況の連絡・報告の場として、取締役、執行役員、部長参加のもと各部内会議を毎週開催し、実務レベルでの情報共有を図ります。当社では、これらの有機的な連動による最大限の効果を生み出す組織体制を構築しております。

(e) 当社における業務の適正を確保するための体制

- (ア) 経営管理部を全社の内部統制を統括する部署とし、各事業部門と密接な連携を図り、また必要に応じてコンプライアンス等に関する指導・支援を行い、適切な内部統制システムの確保を図ります。
- (イ) 内部監査部門は、全社に対する内部監査を定期的に実施し、その結果を取締役に報告します。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助する使用人（監査役スタッフ）を配置します。監査役スタッフは、他職務を兼務し、又は専属的に監査役の職務を補助するものとします。

(g) 監査役スタッフの取締役からの独立性に関する事項

- (ア) 監査役は、監査役スタッフに監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役スタッフはその命令に関して、取締役、内部監査部門の指示を受けないものとします。
- (イ) 監査役スタッフの人事異動および考課は、取締役会と監査役との協議のうえ決定します。

(h) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (ア) 監査役スタッフの人事異動および考課は、取締役会と監査役との協議のうえ決定します。
- (イ) 取締役および使用人は、監査役会規程に従い、監査役の求めに応じて必要な報告および情報提供を行っております。

(i) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (ア) 取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもっております。
- (イ) 取締役は、監査役に対し、監査役の求めに応じて、職務遂行について、弁護士、公認会計士等の外部専門家に監査業務に関する必要な助言を受けることができる環境を整備しております。

内部監査及び監査役監査の状況

(内部監査)

内部監査につきましては、内部監査部門1名が担当しており、社内諸規程等に定められた各種ルールの遵守状況を中心に定期的な確認を行っております。

(監査役監査)

監査役監査につきましては、監査役が原則として毎月開催される取締役会及び重要な会議に出席しており、経営の監査を実施しております。また、監査役会において立案した監査計画により、取締役の業績に対する適法性の監査も実施しております。

(内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門の関係)

監査役は会計監査人及び内部監査部門と積極的に意見及び情報交換を行うことにより緊密な連携を図っております。また、当社では内部監査部門と内部統制部門は連携しており、監査役及び会計監査人と内部監査部門が都度情報交換を実施することにより、共有すべき事項について、把握できるような関係にあります。当社では会計監査人の定期監査を通じて、事前に監査の重点方針等を決め、事後にはその監査結果について意見交換に努めております。

社外取締役及び社外監査役

(ア)社外取締役

当社の社外取締役は1名で、社外取締役川口洋司氏は、当社との間には特別な利害関係はありません。同氏は、一般社団法人日本オンラインゲーム協会の事務局長を務められており、当社が属する業界の幅広い見識と豊富な経験を活かすことが期待され、当社の社外取締役として選任しております。

(イ)社外監査役

当社の社外監査役は2名で、当社との間には特別な利害関係はありません。社外監査役は、取締役会に出席し経営の監視を行うとともに、取締役と適宣ディスカッションを行っており、コーポレート・ガバナンスに関する役割を果たしております。

社外監査役2名については、以下の理由により選任しております。

社外監査役蒲 俊郎氏は弁護士としての豊富な知識と知見に基づき、当社取締役の業務執行について公正な立場からの監視や助言・提言を行っていただけるものと判断し、選任しております。

社外監査役佐藤 桂氏は公認会計士としての豊富な知識と知見に基づき、当社取締役の業務執行について公正な立場からの監視や助言・提言を行っていただけるものと判断し、選任しております。

(ウ)社外役員の選任状況に関する提出会社の考え方

当社は社外取締役の選定に際して会社法及び証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にして、企業経営者としての自覚をもって豊富な経験に基づく、実践的な視点から経営判断のできる人材を選任する方針であります。

(エ)社外監査役の独立性に関する考え方

社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針はないものの、当社との間に特別な利害関係がないため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものとして、独立性が保たれていると判断しております。

)役員報酬の内容

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	60,123	60,123				6
監査役 (社外監査役を除く)	6,000	6,000				1
社外役員	5,400	5,400				3

提出会社の役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員報酬については、株主総会の決議により定められた取締役・監査役それぞれの報酬限度額の範囲内において決定します。

各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が、責任範囲の大きさ、業績等を勘案して決定します。各監査役の報酬額は監査役会の協議により決定します。

)株式の保有状況

投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計
銘柄数 1銘柄

貸借対照表計上額の合計額 0千円

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
株式会社インデックス	72	80	円滑な取引継続のため

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
株式会社インデックス	72	0	円滑な取引継続のため

)会計監査の状況及び監査報酬

当社は、会計監査についての監査契約を新日本有限責任監査法人と締結しており、監査が実施されております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員の間には、特別な利害関係はありません。また、当事業年度における業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：入江 秀雄、唯根 欣三

監査業務に係る補助者

公認会計士 6名、その他 9名

)取締役の定数

当社の取締役は、8名以内とする旨定款に定めております。

)取締役の選任および解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

なお、解任決議については、会社法と異なる別段の定めはしておりません。

)責任限定契約の内容

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

)株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

自己の株式の取得

当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元のため、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

取締役の責任免除

当社は、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる旨を定款に定めております。

監査役の責任免除

当社は、監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	23,500		23,500	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬を決定するにあたり、監査公認会計士等より提示される監査計画の内容をもとに、監査日数等を勘案し、会社法第399条第1項の定めのとおり、監査役会の同意を得た上で決定することとしております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成24年6月1日から平成25年5月31日まで)の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年5月31日)	当事業年度 (平成25年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	884,856	835,396
売掛金	349,183	129,999
有価証券	-	1 39,880
貯蔵品	846	2,378
前払費用	14,149	11,605
未収入金	282,395	239,631
その他	338	105
貸倒引当金	55,363	670
流動資産合計	1,476,405	1,258,326
固定資産		
有形固定資産		
建物	56,184	54,968
減価償却累計額	32,524	4,561
建物(純額)	23,659	50,406
工具、器具及び備品	201,445	186,395
減価償却累計額	181,514	157,861
工具、器具及び備品(純額)	19,931	28,534
有形固定資産合計	43,590	78,940
無形固定資産		
商標権	5,181	4,238
ソフトウェア	25,713	29,992
ソフトウェア仮勘定	26,513	38,956
その他	630	630
無形固定資産合計	58,039	73,817
投資その他の資産		
投資有価証券	1 59,914	1 19,968
関係会社株式	7,804	-
出資金	836	826
敷金	133,157	66,426
差入保証金	1,930	22,006
長期未収入金	-	127,963
貸倒引当金	-	63,981
投資その他の資産合計	203,642	173,208
固定資産合計	305,272	325,967
資産合計	1,781,677	1,584,294

	前事業年度 (平成24年5月31日)	当事業年度 (平成25年5月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	626	-
1年内返済予定の長期借入金	105,464	150,568
未払金	134,328	82,784
未払費用	91,876	97,330
未払法人税等	6,495	4,867
前受金	68,426	21,041
預り金	7,618	5,146
未払配当金	984	-
流動負債合計	415,821	361,739
固定負債		
長期借入金	34,040	166,908
固定負債合計	34,040	166,908
負債合計	449,861	528,647
純資産の部		
株主資本		
資本金	874,251	874,251
資本剰余金		
資本準備金	817,890	817,890
資本剰余金	817,890	817,890
利益剰余金		
利益準備金	870	870
その他利益剰余金		
別途積立金	10,000	10,000
繰越利益剰余金	337,773	610,174
利益剰余金	326,903	599,304
自己株式	46,876	46,876
株主資本合計	1,318,361	1,045,960
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	123	72
評価・換算差額等合計	123	72
新株予約権	13,578	9,759
純資産合計	1,331,816	1,055,647
負債純資産合計	1,781,677	1,584,294

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)
売上高	2,694,581	2,286,541
売上原価	4 1,213,242	1,180,388
売上総利益	1,481,339	1,106,152
販売費及び一般管理費		
回収費	578,425	562,254
貸倒引当金繰入額	196	20,661
広告宣伝費及び販売促進費	173,125	118,521
役員報酬	80,430	71,523
給料及び手当	132,903	93,802
研究開発費	1 381,686	1 201,687
地代家賃	24,258	34,174
運賃	766	109
支払手数料	32,251	27,365
その他	220,616	198,455
販売費及び一般管理費合計	1,624,267	1,328,555
営業損失()	142,927	222,402
営業外収益		
受取利息	233	241
業務受託手数料	3 720	-
受取手数料	2,684	1,139
前受金消却益	2,391	32,512
受取褒賞金	2,857	-
その他	1,000	3,858
営業外収益合計	9,887	37,752
営業外費用		
支払利息	5,520	4,721
株式交付費	7,347	-
その他	524	1,740
営業外費用合計	13,392	6,462
経常損失()	146,432	191,112
特別利益		
新株予約権戻入益	228	205
特別利益合計	228	205
特別損失		
固定資産除却損	-	2 26,276
減損損失	5 125,281	5 52,927
特別損失合計	125,281	79,203
税引前当期純損失()	271,485	270,111
法人税、住民税及び事業税	2,700	2,290
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	2,700	2,290
当期純損失()	274,185	272,401

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)		当事業年度 (自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	706,087	43.7	745,891	49.7
外注費		401,653	24.9	306,237	20.4
経費		507,392	31.4	449,436	29.9
当期総製造費用		1,615,134	100.0	1,501,564	100.0
期首仕掛品たな卸高		21,696			
計		1,636,830		1,501,564	
期末仕掛品たな卸高					
他勘定振替高	2	489,583		324,353	
計		1,147,246		1,177,211	
期首商品たな卸高		34,320			
商品仕入高		31,674		3,176	
計		1,213,242		1,180,388	
期末商品たな卸高					
売上原価		1,213,242		1,180,388	

(脚注)

前事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)																																				
<p>1 経費の主な内訳は次の通りであります。</p> <table border="0"> <tr><td>支払ロイヤリティ</td><td>24,102千円</td></tr> <tr><td>支払ゲームロイヤリティ</td><td>104,846千円</td></tr> <tr><td>支払著作権料</td><td>4,404千円</td></tr> <tr><td>通信費</td><td>58,048千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>52,718千円</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>80,693千円</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>35,793千円</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>38,650千円</td></tr> <tr><td>支払保守契約料等</td><td>78,750千円</td></tr> </table>	支払ロイヤリティ	24,102千円	支払ゲームロイヤリティ	104,846千円	支払著作権料	4,404千円	通信費	58,048千円	減価償却費	52,718千円	地代家賃	80,693千円	賃借料	35,793千円	支払手数料	38,650千円	支払保守契約料等	78,750千円	<p>1 経費の主な内訳は次の通りであります。</p> <table border="0"> <tr><td>支払ロイヤリティ</td><td>11,473千円</td></tr> <tr><td>支払ゲームロイヤリティ</td><td>109,488千円</td></tr> <tr><td>支払著作権料</td><td>2,875千円</td></tr> <tr><td>通信費</td><td>98,072千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>35,731千円</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>77,290千円</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>28,798千円</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>27,622千円</td></tr> <tr><td>支払保守契約料等</td><td>33,363千円</td></tr> </table>	支払ロイヤリティ	11,473千円	支払ゲームロイヤリティ	109,488千円	支払著作権料	2,875千円	通信費	98,072千円	減価償却費	35,731千円	地代家賃	77,290千円	賃借料	28,798千円	支払手数料	27,622千円	支払保守契約料等	33,363千円
支払ロイヤリティ	24,102千円																																				
支払ゲームロイヤリティ	104,846千円																																				
支払著作権料	4,404千円																																				
通信費	58,048千円																																				
減価償却費	52,718千円																																				
地代家賃	80,693千円																																				
賃借料	35,793千円																																				
支払手数料	38,650千円																																				
支払保守契約料等	78,750千円																																				
支払ロイヤリティ	11,473千円																																				
支払ゲームロイヤリティ	109,488千円																																				
支払著作権料	2,875千円																																				
通信費	98,072千円																																				
減価償却費	35,731千円																																				
地代家賃	77,290千円																																				
賃借料	28,798千円																																				
支払手数料	27,622千円																																				
支払保守契約料等	33,363千円																																				
<p>2 他勘定振替高の内訳は次の通りであります。</p> <table border="0"> <tr><td>研究開発費</td><td>344,360千円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア仮勘定</td><td>145,222千円</td></tr> </table>	研究開発費	344,360千円	ソフトウェア仮勘定	145,222千円	<p>2 他勘定振替高の内訳は次の通りであります。</p> <table border="0"> <tr><td>研究開発費</td><td>224,017千円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア仮勘定</td><td>100,335千円</td></tr> </table>	研究開発費	224,017千円	ソフトウェア仮勘定	100,335千円																												
研究開発費	344,360千円																																				
ソフトウェア仮勘定	145,222千円																																				
研究開発費	224,017千円																																				
ソフトウェア仮勘定	100,335千円																																				
<p>3 原価計算の方法 原価計算の方法は、プロジェクト別の個別原価計算を採用しております。</p>	<p>3 原価計算の方法 同左</p>																																				

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	785,527	874,251
当期変動額		
新株の発行	88,724	-
当期変動額合計	88,724	-
当期末残高	874,251	874,251
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	729,167	817,890
当期変動額		
新株の発行	88,723	-
当期変動額合計	88,723	-
当期末残高	817,890	817,890
資本剰余金合計		
当期首残高	729,167	817,890
当期変動額		
新株の発行	88,723	-
当期変動額合計	88,723	-
当期末残高	817,890	817,890
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	870	870
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	870	870
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	10,000	10,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	10,000	10,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	63,587	337,773
当期変動額		
当期純損失()	274,185	272,401
当期変動額合計	274,185	272,401
当期末残高	337,773	610,174
利益剰余金合計		
当期首残高	52,717	326,903
当期変動額		
当期純損失()	274,185	272,401
当期変動額合計	274,185	272,401
当期末残高	326,903	599,304

	前事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)
自己株式		
当期首残高	46,876	46,876
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	46,876	46,876
株主資本合計		
当期首残高	1,415,099	1,318,361
当期変動額		
新株の発行	177,447	-
当期純損失()	274,185	272,401
当期変動額合計	96,738	272,401
当期末残高	1,318,361	1,045,960
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	299	123
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	175	51
当期変動額合計	175	51
当期末残高	123	72
評価・換算差額等合計		
当期首残高	299	123
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	175	51
当期変動額合計	175	51
当期末残高	123	72
新株予約権		
当期首残高	8,607	13,578
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,971	3,819
当期変動額合計	4,971	3,819
当期末残高	13,578	9,759
純資産合計		
当期首残高	1,423,407	1,331,816
当期変動額		
新株の発行	177,447	-
当期純損失()	274,185	272,401
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,146	3,767
当期変動額合計	91,591	276,168
当期末残高	1,331,816	1,055,647

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	271,485	270,111
減価償却費	62,982	55,457
株式報酬費用	5,295	4,283
貸倒引当金の増減額(は減少)	196	20,661
受取利息及び受取配当金	233	241
支払利息	5,520	4,721
減損損失	125,281	52,927
固定資産除却損	-	26,289
新株予約権戻入益	228	205
売上債権の増減額(は増加)	71,199	63,653
たな卸資産の増減額(は増加)	56,391	1,531
仕入債務の増減額(は減少)	7,528	626
未払金の増減額(は減少)	47,888	52,514
未払費用の増減額(は減少)	15,050	5,454
未払消費税等の増減額(は減少)	31,297	10,752
未払法人税等(外形標準課税)の増減額(は減少)	296	1,626
その他の資産の増減額(は増加)	4,921	57,618
その他の負債の増減額(は減少)	1,972	13,720
小計	45,885	19,882
利息及び配当金の受取額	233	241
利息の支払額	4,802	5,080
法人税等の支払額	2,700	2,291
営業活動によるキャッシュ・フロー	38,617	27,012
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	8,571	81,540
無形固定資産の取得による支出	131,161	105,462
関係会社の清算による収入	-	6,156
投資有価証券の償還による収入	-	20,000
投資有価証券の取得による支出	39,978	20,003
差入保証金の差入による支出	-	20,076
その他の収入	180	10
その他の支出	69,423	158
投資活動によるキャッシュ・フロー	248,955	201,074

	前事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	350,000
長期借入金の返済による支出	316,614	172,028
配当金の支払額	135	14
新株予約権の行使による株式の発行による収入	822	-
株式の発行による収入	176,529	-
新株予約権の発行による収入	-	669
財務活動によるキャッシュ・フロー	139,397	178,626
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	349,736	49,460
現金及び現金同等物の期首残高	1,234,592	884,856
現金及び現金同等物の期末残高	1 884,856	1 835,396

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

貯蔵品・・・・・・・・個別法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

工具器具備品 5年～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(1年から5年)に基づく定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(重要な会計方針の変更)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年6月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

- 1 資金決済に関する法律に基づく発行保証金として、供託している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年5月31日)	当事業年度 (平成25年5月31日)
有価証券	千円	39,880千円
投資有価証券	59,834千円	19,968千円
計	59,834千円	59,848千円

(損益計算書関係)

- 1 一般管理費に含まれている研究開発費は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日)	当事業年度 (自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日)
研究開発費	381,686千円	201,687千円
計	381,686千円	201,687千円

- 2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日)	当事業年度 (自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日)
建物	千円	21,890千円
工具、器具及び備品	千円	4,317千円
ソフトウェア	千円	68千円
計	千円	26,276千円

- 3 関係会社との取引に係るものが、次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日)	当事業年度 (自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日)
業務受託手数料	720千円	千円

- 4 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損がライセンス&イベント事業売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日)	当事業年度 (自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日)
	25,736千円	千円

5 当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度(自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)

(減損損失の金額)

(単位：千円)

用途	場所	種類	金額
ゲーム 運営関連設備等	東京都新宿区	商標権	342
		ソフトウェア	118,394
		ソフトウェア仮勘定	6,543
合計			125,281

当社は、ゲーム運営関連設備等の固定資産については、コンテンツ又はゲーム毎に一つの資産グループとしております。

当事業年度において、開発等の中止の意思決定が行われたゲームに関連する資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額6,543千円を減損損失として特別損失に計上しております。

また、当事業年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるコンテンツ又はゲームに関連する資産について、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額118,737千円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、零として評価しております。

当事業年度(自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)

(減損損失の金額)

(単位：千円)

用途	場所	種類	金額
ゲーム 運営関連設備等	東京都新宿区	商標権	86
		ソフトウェア	5,204
	東京都目黒区	商標権	252
		ソフトウェア	18,602
		ソフトウェア仮勘定	28,781
合計			52,927

当社は、ゲーム運営関連設備等の固定資産については、コンテンツ又はゲーム毎に一つの資産グループとしております。

開発等の中止の意思決定が行われたゲームに関連する資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額28,781千円を減損損失として特別損失に計上しております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるコンテンツ又はゲームに関連する資産については、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額24,145千円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、零として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,027	1,188		22,215

(変動事由の概要)

第三者割当増資による新株の発行による増加 1,178株
ストック・オプションの権利行使による増加 10株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	470			470

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第2回新株予約権	普通株式	30			30	15
第4回ストックオプションとしての新株予約権						1,800
第5回ストックオプションとしての新株予約権						1,008
第6回ストックオプションとしての新株予約権						1,332

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第7回ストックオプションとしての新株予約権						352
第10回ストックオプションとしての新株予約権						1,620
第11回ストックオプションとしての新株予約権						1,003
第12回ストックオプションとしての新株予約権						740
第13回ストックオプションとしての新株予約権						1,580
第14回ストックオプションとしての新株予約権						1,328
第15回ストックオプションとしての新株予約権						2,800
合計		30			30	13,578

- (注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。
 2 第4回、第5回、第6回、第7回、第10回、第11回、第12回、第13回、第14回、第15回新株予約権は、ストックオプションによる新株予約権であります。
 3 第10回、第11回、第12回、第13回、第14回、第15回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	22,215			22,215

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	470			470

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第2回新株予約権	普通株式	30			30	15
第4回ストックオプションとしての 新株予約権						1,800
第5回ストックオプションとしての 新株予約権						900
第6回ストックオプションとしての 新株予約権						1,332
第7回ストックオプションとしての 新株予約権						255
第10回ストックオプションとしての 新株予約権						1,620
第11回ストックオプションとしての 新株予約権						1,440
第13回ストックオプションとしての 新株予約権						1,504
第15回ストックオプションとしての 新株予約権						224
第16回ストックオプションとしての 新株予約権						669
合計		30			30	9,759

- (注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。
2 第4回、第5回、第6回、第7回、第10回、第11回、第13回、第15回、第16回新株予約権は、ストックオプションによる新株予約権であります。
3 第13回、第15回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)
現金及び預金	884,856千円	835,396千円
現金及び現金同等物	884,856千円	835,396千円

(リース取引関係)

リース取引の重要性がないため、注記を省略しております。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社債権管理規程に従い取引先ごとの残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を四半期ごとに把握する体制としております。

投資有価証券は、資金決済に関する法律の施行に伴い当社が供託するために購入した日本国債及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

敷金は、本社の賃貸借契約に伴うものであります。その差入先に対する信用リスクについては賃貸借契約締結前に信用状況を調査・把握する体制としております。

営業債務である未払金は、ほとんど2ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に開発に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

また、借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年5月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	884,856	884,856	
(2) 売掛金	349,183		
貸倒引当金(*2)	55,363		
	293,819	293,819	
(3) 未収入金	282,395	282,395	
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	59,914	59,914	
(5) 敷金	133,157	104,666	28,490
資産計	1,654,142	1,625,652	28,490
(6) 未払金	(134,328)	(134,328)	
(7) 長期借入金(*3)	(139,504)	(138,415)	1,088
負債計	(273,832)	(272,744)	1,088
(8) デリバティブ取引			

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(*3) 長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

売掛金については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値または回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表計上額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式、債券ともに取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」に記載のとおりであります。

(5) 敷金

敷金は、本社の賃貸借に伴うものであります。時価については、返還時期を見積ったうえ、将来キャッシュフローを合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) 未払金

未払金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(8) デリバティブ取引参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(7)参照）。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	884,699			
売掛金	226,624	122,558		
未収入金	282,395			
投資有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	20,000	39,900		
敷金	59,009			49,935

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	105,464	34,040				

当事業年度(自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社債権管理規程に従い取引先ごとの残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を四半期ごとに把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、資金決済に関する法律の施行に伴い当社が供託するために購入した日本国債及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

敷金は、本社の賃貸借契約に伴うものであります。その差入先に対する信用リスクについては賃貸借契約締結前に信用状況を調査・把握する体制としております。

長期未収入金は、取引先に対するものであり、定期的に回収先の財務状況等を把握しております。

長期借入金は、主に開発に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、重要性に乏しいのでヘッジ手段は講じておりません。

営業債務である未払金は、ほとんど2ヶ月以内の支払期日であります。

また、借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理してあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年5月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度(自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	835,396	835,396	
(2) 売掛金	129,999		
貸倒引当金(*2)	670		
	129,329	129,329	
(3) 未収入金	239,631	239,631	
(4) 有価証券及び 投資有価証券			
其他有価証券	59,848	59,848	
(5) 敷金	66,426	25,822	40,603
(6) 長期未収入金	127,963		
貸倒引当金(*3)	63,981		
	63,981	63,981	
資産計	1,394,613	1,354,009	40,603
(7) 未払金	(82,784)	(82,784)	
(8) 長期借入金(*4)	(317,476)	(316,890)	585
負債計	(400,260)	(399,674)	585

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(*3) 長期未収入金に係る貸倒引当金を控除しております。

(*4) 長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

売掛金については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表計上額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式、債券ともに取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」に記載のとおりであります。

(5) 敷金

敷金は、本社の賃貸借に伴うものであります。時価については、返還時期を見積ったうえ、将来キャッシュフローを合理的に見積られる利率で割引いて算定する方法によっております。

(6) 長期未収入金

長期未収入金は、回収状況に懸念のある回収先に対しては、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額に基づいて貸倒引当金を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(7) 未払金

未払金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	835,221			
売掛金	129,999			
未収入金	239,631			
投資有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	39,900	20,000		
敷金			26,989	

(*) 長期未収入金については、償還予定日が見込めないため、上表には含めておりません。

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	150,568	116,528	50,380			

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前事業年度(平成24年5月31日)

	種類	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えるもの	(1)株式 (2)債券 (3)その他			
	小計			
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えないもの	(1)株式	80	80	
	(2)債券	59,834	59,958	123
	(3)その他			
	小計	59,914	60,038	123
	合計	59,914	60,038	123

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、個別の銘柄毎に当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当事業年度(平成25年5月31日)

	種類	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えるもの	(1)株式 (2)債券 (3)その他			
	小計			
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えないもの	(1)株式	0	0	
	(2)債券	59,848	59,920	72
	(3)その他			
	小計	59,848	59,920	72
	合計	59,848	59,920	72

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、個別の銘柄毎に当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないもの：該当事項はありません。

ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

前事業年度(自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	22,400		(*)

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当事業年度(自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	5,295千円	4,283千円

2. スtock・オプションに係る資産計上額及び科目名

	前事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)
現金及び預金	千円	669千円

3. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)
特別利益の新株予約権戻入 益	228千円	205千円

4. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成18年 9月27日	平成19年10月17日	平成22年 3月10日	平成22年 9月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 22名	当社取締役 2名 当社従業員 30名	当社取締役 1名 当社従業員 5名	当社取締役 1名 当社従業員 6名
株式の種類及び付与数	普通株式 712株	普通株式 382株	普通株式 310株	普通株式 205株
付与日	平成18年10月18日	平成19年11月 1日	平成22年 4月 1日	平成22年10月 1日
権利確定条件	付与日(平成18年10月18日)以降、権利確定日(平成21年 8月31日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成19年11月 1日)以降、権利確定日(平成22年 9月30日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成22年 4月 1日)以降、権利確定日(平成25年 3月31日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成22年10月 1日)以降、権利確定日(平成25年 9月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成18年10月18日 ~ 平成21年 8月31日	平成19年11月 1日 ~ 平成22年 9月30日	平成22年 4月 1日 ~ 平成25年 3月31日	平成22年10月 1日 ~ 平成25年 9月30日
権利行使期間	平成21年 9月 1日 ~ 平成25年 8月31日	平成22年10月 1日 ~ 平成26年 9月30日	平成25年 4月 1日 ~ 平成29年 3月31日	平成25年10月 1日 ~ 平成29年 9月30日

決議年月日	平成23年1月14日	平成24年7月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 2名	当社従業員 3名 当社顧問等 2名
株式の種類及び付与数	普通株式 310株	普通株式 1,000株
付与日	平成23年2月1日	平成24年7月31日
権利確定条件	付与日（平成23年2月1日）以降、権利確定日（平成26年1月31日）まで継続して勤務していること。	（注）1
対象勤務期間	平成23年2月1日 ～ 平成26年1月31日	
権利行使期間	平成26年2月1日 ～ 平成30年1月31日	平成24年7月31日 ～ 平成29年7月30日

- (注) 1 (1)本新株予約権の新株予約権者(以下、「本新株予約権者」という。)は、下記(a)または(b)のいずれかの条件を達成した場合には、付与された新株予約権のうち2分の1の新株予約権を、下記(a)及び(b)のいずれの条件も達成した場合には、付与された新株予約権のすべてを行使することができるものとする。なお、計算の結果1個未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (a) 平成25年5月期乃至平成27年5月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書)において、いずれかの期の営業利益が7億円以上となった場合。
 - (b) 平成25年5月期乃至平成28年5月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書)において、いずれか連続する2期における営業利益の合計が12億円以上となった場合。
- (2)本新株予約権者は、割当日から行使期間の終期に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の終値が一度でも金200,000円を上回った場合にのみ、本新株予約権を行使することができるものとする。
- (3)上記(1)、(2)の規定に関わらず、割当日から行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場する金融商品取引所における当社普通株式の終値が5営業日連続で行使価額の50%を下回った場合、本新株予約権者は、残存するすべての本新株予約権を行使価額の100%の価額で行使期間の終期までに権利行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合。
 - (b) 当社が法令や当社が上場する金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合。
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合。
 - (d) その他、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合。
- (4)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
- (5)本新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができるものとする。
- (6)本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

(単位：株)

決議年月日	平成18年9月27日	平成19年10月17日	平成22年3月10日	平成22年9月15日
権利確定前				
期首			250	185
付与				
失効			60	110
権利確定			190	
未確定残				75
権利確定後				
期首	243	177		
権利確定				
権利行使				
失効	8	10		
未行使残	235	167		

決議年月日	平成23年1月14日	平成24年7月13日
権利確定前		
期首	310	
付与		1,000
失効	300	
権利確定		
未確定残	10	1,000
権利確定後		
期首		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

単価情報

(単位：円)

決議年月日	平成18年9月27日	平成19年10月17日	平成22年3月10日	平成22年9月15日
権利行使価格	282,293	82,248	148,000	208,000
行使時平均株価				
付与日における公正な評価単価	6,975	8,311	16,374	22,789

決議年月日	平成23年1月14日	平成24年7月13日
権利行使価格	257,900	80,000
行使時平均株価		
付与日における公正な評価単価	30,001	669

(3) 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

使用した算定技法

モンテカルロ・シミュレーション方式

使用した主な基礎数値及びその見積方法

(イ) 株価変動性 80.94%

満期までの期間に応じた直近の期間の株式実績に基づき算定しております。

(ロ) 予想残存期間 5.0年

権利行使期間を採用しております。

(ハ) 予想配当 0円

平成24年5月期の配当予想による

(ニ) 無リスク利子率 0.185%

満期までの期間に対応した償還年月日平成29年6月20日の中期国債105(5)の流通利回り

ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年5月31日)	当事業年度 (平成25年5月31日)
(繰延税金資産)		
繰越欠損金	161,713千円	294,342千円
減損損失	75,268千円	41,915千円
ソフトウェア減価償却費	65,948千円	28,022千円
貸倒引当金	17,082千円	22,803千円
商品評価損	5,407千円	3,990千円
その他	16,995千円	6,181千円
小計	342,417千円	397,254千円
評価性引当額	342,417千円	397,254千円
繰延税金資産合計		

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年5月31日)	当事業年度 (平成25年5月31日)
法定実効税率	税引前当期純損失のため記載しておりません。	税引前当期純損失のため記載しておりません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

本社の建物の賃貸契約に伴う原状回復義務について、当該賃貸契約に関連する敷金が資産計上されており、当該計上額に関連する部分について、当該資産除去債務の負債計上額及びこれに対応する除去債務費用の資産計上額に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうちの当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、携帯SNS向けソーシャルゲーム、携帯公式コンテンツ、PCオンラインゲーム、コンシューマー向けゲーム及びアーケードゲームを開発、販売、並びに各コンテンツのグッズ販売等を提供しており、提供するサービスの種類ごとに、各事業部門に分かれて事業活動を展開しております。

したがって、当社は、事業部門を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「インタラクティブ事業」「コンシューマー事業」「ライセンス&イベント事業」の3報告セグメントに分類しております。

各セグメントに属するサービスの種類は、以下の通りであります。

報告セグメント	事業の内容
インタラクティブ事業	ソーシャルゲーム、携帯公式コンテンツ、PCオンラインゲームの提供
コンシューマー事業	コンシューマー向けゲームソフト及びアミューズメント施設向け業務用ゲーム機の開発販売
ライセンス&イベント事業	キャラクターグッズの販売等

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益又は損失は、営業損失ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 2	財務諸表 計上額(注) 3
	インタラク ティブ事業	コンシュー マー事業	ライツ& イベント事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	2,415,896	169,682	109,002	2,694,581		2,694,581
セグメント間の内部売上高 又は振替高						
計	2,415,896	169,682	109,002	2,694,581		2,694,581
セグメント利益又はセグ メント損失()	274,075	16,004	67,555	190,514	333,442	142,927
セグメント資産	405,834	191,820	8,428	606,084	1,175,593	1,781,677
その他の項目						
減価償却費	49,720	2,997		52,718	10,263	62,982
減損損失	125,281			125,281		125,281
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	214,981	2,652		217,633	30,845	248,479

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 333,442千円は、各報告セグメントに配分していない
全社費用であり、主に管理部門に係る人件費および経費であります。
- (2) セグメント資産の調整額1,175,593千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に報
告セグメントに帰属しない現金及び預金であります。
- (3) 減価償却費の調整額10,263千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の減価償却費でありま
す。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額30,845千円は、各報告セグメントに配分していない全
社資産であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()は、損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当事業年度(自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月 31日)

当社はインタラクティブ事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(報告セグメントの変更等に関する事項)

前事業年度において、当社は「インタラクティブ事業」「コンシューマー事業」「ライツ&イベント
事業」の3つを報告セグメントとしておりましたが、当事業年度から単一の報告セグメントに変更いた
しました。

この変更は、当事業年度に、不採算事業であった「コンシューマー事業」「ライツ&イベント事業」を
整理縮小し、「インタラクティブ事業」に経営資源を集中させる単一のマネジメント体制に移行したこ
とによるものです。

【関連情報】

前事業年度(自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
グリー株式会社	835,284千円	インタラクティブ事業
株式会社ディー・エヌ・エー	342,970千円	インタラクティブ事業

当事業年度(自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社はインタラクティブ事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
グリー株式会社	893,870千円	インタラクティブ事業
株式会社ディー・エヌ・エー	279,479千円	インタラクティブ事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)

当社は単一の報告セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)

該当事項はありません。

(持分法投資損益等)

前事業年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
<p>1 . 関連会社に関する事項</p> <p> 関連会社に対する投資の金額 7,804千円</p> <p> 持分法を適用した場合の投資の金額 6,569千円</p> <p> 持分法を適用した場合の投資利益 632千円</p>	<p>1 . 関連会社に関する事項</p> <p> 当社は、開示対象関連会社を有していません。</p>
<p>2 . 開示対象特別目的会社に関する事項</p> <p> 当社は、開示対象特別目的会社を有していません。</p>	<p>2 . 開示対象特別目的会社に関する事項</p> <p> 当社は、開示対象特別目的会社を有していません。</p>

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)

関連当事者との間における重要な取引がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)		当事業年度 (自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)	
1株当たり純資産額	59,339円97銭	1株当たり純資産額	48,097円85銭
1株当たり当期純損失	12,769円44銭	1株当たり当期純損失	12,527円07銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載していません。	

(注) 1株当たり1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)
1株当たり当期純損失()		
当期純損失()(千円)	274,185	272,401
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純損失()(千円)	274,185	272,401
普通株式の期中平均株式数(株)	21,472	21,745
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(株)		
普通株式増加数(株)		
(うち新株予約権)(株)	()	()

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資 有価証券	その他 有価証券	株式会社インデックス	72
計		72	0

【債券】

銘柄		券面総額(千円)	貸借対照表計上額 (千円)
有価証券	その他 有価証券	第310回 利付国債	39,900
投資 有価証券	その他 有価証券	第321回 利付国債	20,000
計		59,900	59,848

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	56,184	54,968	56,184	54,968	4,561	6,330	50,406
工具、器具及び備品	201,445	26,571	41,622	186,395	157,861	13,651	28,534
有形固定資産計	257,629	81,540	97,806	241,363	162,422	19,981	78,940
無形固定資産							
商標権	13,297	203	360	13,140	8,902	807	4,238
ソフトウェア	936,508	62,816	49,059	950,264	920,271	34,667	29,992
ソフトウェア 仮勘定	26,513	100,335	87,893	38,956			38,956
その他	630			630			630
無形固定資産計	976,949	163,355	137,312	1,002,991	929,174	35,475	73,817

(注) 1. 当期の増加額の主な内容

- イ. 建物の増加額は、本社移転に伴うものであります。
- ロ. 工具、器具及び備品の増加額の主なものは、本社移転に伴う備品25,377千円であります。
- ハ. ソフトウェアの増加額は、事業用のソフトウェア62,816千円であります。
- ニ. ソフトウェア仮勘定の増加額は、事業用のソフトウェア100,335千円であります。

2. 当期の減少額の主な内容

- イ. 建物の減少額は、本社移転に伴うものであります。
- ロ. 工具、器具及び備品の減少額は、本社移転に伴うものであります。
- ハ. ソフトウェアの主な減少額は、減損損失の計上額23,806千円であります。
- ニ. ソフトウェア仮勘定の主な減少額は、事業用ソフトウェアへの振替59,111千円、減損損失の計上額28,781千円であります。

なお、当期減少額のうち()内の内書きは減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				
1年以内に返済予定の長期借入金	105,464	150,568	1.70	
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	34,040	166,908	1.69	平成26年6月30日～ 平成27年9月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)				
合計	139,504	317,476		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
長期借入金	116,528	50,380		

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金(注1)	55,363	22,669	11,372	2,007	64,652

(注) 1. 当期減少額その他欄の金額2,007千円は、一般債権の貸倒実績による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

a 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	174
預金	
当座預金	247,144
普通預金	588,077
小計	835,221
合計	835,396

b 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Microsoft Corporation	79,460
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	30,262
京セラコミュニケーションシステム株式会社	8,809
Apple Inc.	4,477
ソフトバンクモバイル株式会社	2,848
その他	4,140
合計	129,999

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率 $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間 $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
349,183	789,963	1,009,146	129,999	88.6%	111日

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

c 貯蔵品

品名	金額(千円)
切手・収入印紙・官製葉書	260
部品	2,117
合計	2,378

d 未収入金

相手先	金額(千円)
グリーン株式会社	60,396
株式会社ウェブマネー	47,133
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	28,242
株式会社ディー・エヌ・エー	25,710
ビットキャッシュ株式会社	18,797
その他	59,351
合計	239,631

e 敷金

相手先	金額(千円)
三井不動産株式会社	66,426
合計	66,426

長期未収入金

相手先	金額(千円)
プレビ株式会社	127,963
合計	127,963

流動負債

a 1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社三井住友銀行	83,664
株式会社三菱東京UFJ銀行	25,004
株式会社横浜銀行	41,900
合計	150,568

b 未払金

相手先	金額(千円)
日本マイクロソフト株式会社	7,282
GMOインターネット株式会社	7,065
グリーン株式会社	2,923
株式会社トライブ	2,066
株式会社デジタルハーツ	2,013
その他	61,433
合計	82,784

c 未払費用

相手先	金額(千円)
社員(賞与)	41,597
株式会社インデックス	22,590
日本年金機構	7,954
玩具人形健康保険組合	4,619
渋谷都税事務所	3,600
その他	16,969
合計	97,330

長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社三井住友銀行	100,004
株式会社三菱東京UFJ銀行	25,004
株式会社横浜銀行	41,900
合計	166,908

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	661,391	1,180,003	1,684,820	2,286,541
税引前四半期純利益 又は税引前四半期 (当期)純損失() (千円)	8,753	165,163	270,163	270,111
四半期純利益又は四 半期(当期)純損失 (千円) ()	8,078	166,308	271,880	272,401
1株当たり四半期 純利益又は1株当 たり四半期(当期)純損 失() (円)	371.53	7,648.14	12,503.13	12,527.07

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純 利益又は1株当 たり四半期純損失() (円)	371.53	8,019.67	4,855.00	23.93

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	6月1日から5月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	5月31日
剰余金の配当の基準日	5月31日、11月30日
1単元の株式数	
単元未満株式の状況	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に記載して行う。 公告掲載URL http://www.cave.co.jp/ir/koukoku.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、並びに確認書

事業年度 第18期(自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日)平成24年8月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書

事業年度 第18期(自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日)平成24年8月29日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書、及び確認書

第19期第1四半期(自 平成24年6月1日 至 平成24年8月31日)平成24年10月15日関東財務局長に提出

第19期第2四半期(自 平成24年9月1日 至 平成24年11月30日)平成25年1月11日関東財務局長に提出

第19期第3四半期(自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日)平成25年4月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

・平成24年8月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

(4) 訂正報告書

・平成24年8月30日関東財務局長に提出

上記（4）臨時報告書の訂正報告書

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 8月27日

株式会社ケイブ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 入江 秀雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 唯根 欣三

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケイブの平成24年6月1日から平成25年5月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケイブの平成25年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ケイブの平成25年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ケイブが平成25年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。